

総社市お試し住宅条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市規則第2号

### 総社市お試し住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市お試し住宅条例（平成30年総社市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(利用許可の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「利用希望者」という。）は、お試し住宅利用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(利用の許可等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、お試し住宅利用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を利用希望者に交付するものとする。

2 市長は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当する場合は、お試し住宅の利用を許可しないものとし、お試し住宅利用不許可通知書（様式第3号）により利用希望者に通知するものとする。

- (1) 未成年者のみによるお試し住宅の利用と認めるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱す恐れがあると認めるとき。
- (3) 建物、設備又は備品等を破損する恐れがあると認めるとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(利用料)

第5条 利用者は、利用に際しての料金として条例第6条に規定する利用料を負担し、電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、市が負担する。

2 お試し住宅に備え付けの器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は、お試し住宅の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守時又は就寝時には、必ず施錠を行い、盗難等の予防に努めること。
- (2) 火災の予防のため細心の注意を払うこと。
- (3) 清掃を適宜行うこと。
- (4) ごみは、市長の指示に従い排出すること。
- (5) お試し住宅の利用期間が満了したときは、直ちにお試し住宅の鍵を市に返却すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(行為の禁止)

第7条 利用者はお試し住宅を利用するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 動物を持ち込むこと。
- (2) お試し住宅及びお試し住宅敷地内で喫煙すること。
- (3) 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 第三者に貸し付け、又はその利用の権利を第三者に譲渡すること。
- (5) 住宅以外の用途に利用すること。
- (6) 物品の販売、寄付の要請その他これらに類する行為をすること。
- (7) 文書、図書その他印刷物を貼り付け、又は配布すること。
- (8) 政治活動、選挙活動並びに宗教の普及、勧誘、行事及び儀式その他これに類する行為をすること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がお試し住宅の利用にふさわしくないと認める行為をすること。

(許可の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 利用料を納付期限までに納付しないとき。

(2) 条例第7条第2項に規定する損害を賠償しないとき。

(3) 前条の規定に違反する行為があったと認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可した条件を履行しないとき又は違反したとき。

2 市長は、前項の規定により利用の許可を取り消すときは、お試し住宅利用許可取消通知書（様式第4号）により利用者に通知するものとする。

（明渡し）

第9条 利用者は、利用期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損害を除き、当該お試し住宅を原状回復しなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定による原状回復を行わないときは、利用者の負担においてこれを行わせることができる。この場合において、利用者は一切異議を申し立てることはできない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

お試し住宅利用許可申請書

お試し住宅を利用したいので、総社市お試し住宅条例施行規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、お試し住宅の利用に当たっては、総社市お試し住宅条例の規定に従って利用することを誓約します。

記

|                   |                                      |     |     |     |
|-------------------|--------------------------------------|-----|-----|-----|
| 利 用 期 間           | 年 月 日 ~ 年 月 日<br>(利用開始日の到着予定時刻 時 分頃) |     |     |     |
| 滞 在 中 の 緊 急 連 絡 先 |                                      |     |     |     |
| 利 用 希 望 者 名       | 氏 名                                  | 年 齢 | 続 柄 | 備 考 |
|                   |                                      |     | 本人  |     |
|                   |                                      |     |     |     |
|                   |                                      |     |     |     |
|                   |                                      |     |     |     |
| 質問等があれば御記入ください。   |                                      |     |     |     |

【添付書類】

本人確認ができる書類

誓約書

様式第2号（第4条関係）

総社市指令 第 号  
年 月 日

様

総社市長



お試し住宅利用許可書

年 月 日付けで申請のありましたお試し住宅の利用については、次のとおり許可します。

記

- 1 利用期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 使用料 円
- 3 条件等

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



お試し住宅利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありましたお試し住宅の利用については、次の理由により不許可とします。

記

不許可の理由

(教示)

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

総社市長



お試し住宅利用許可取消通知書

年 月 日付け、第 号で許可したお試し住宅の利用については、次の理由により利用の許可を取り消します。

記

- 1 利用許可取消日 年 月 日
- 2 取消の理由

(教示)